業 務 年 報

令和６年度

人事院近畿事務局

は　じ　め　に

人事院は、公務の民主的かつ効率的な運営を国民に対し保障するという国家公務員法の基本理念の下、人事行政の公正の確保と職員の利益の保護等を使命としています。

人事院近畿事務局は、全国に置かれた9つの地方事務局（所）の一つとして、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府4県を管轄区域とし、国家公務員採用試験、各府省地方機関職員を対象とした研修、任用、給与、服務、倫理、勤務時間・休暇等に関する指導、各機関との意見交換、職員団体との会見等の業務を行っています。

この業務年報は、当事務局が令和6年度において実施した業務の概況をとりまとめたものです。人事関係業務の参考として御利用いただければ幸いです。

当事務局業務の運営に対する皆様の御理解と御協力に改めて感謝いたしますとともに、今後とも一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年4月

人事院近畿事務局長

木村　秀崇

目　　次

近畿事務局の管轄区域 ･･･ 1
近畿管内の国家公務員の在職状況（R６．１.15現在） ･････････････････ 2
近畿事務局の業務概況（令和６年度） ･･････････････････････････････ 3

Ⅰ　職員の任免

１ 人材確保に関する施策 ･･･ 5
２ 採用試験 ･･･ 10
３ 中途採用者選考試験（就職氷河期世代） ･････････････････････････ 11
４ 第1次試験合格者等に対する業務説明会 ･････････････････････････ 11
５ 採用候補者名簿からの採用 ･････････････････････････････････････ 12
６ 任用に関する調査 ･･･ 13
７ 任用担当官会議 ･･･ 13
８ 一般職の国家公務員の任用状況調査 ･････････････････････････････ 13

Ⅱ　職員の研修

１ 役職段階別研修･･･ 14
２ 幹部行政官セミナー･･･ 16
３ テーマ別研修･･･ 16
４ 指導者養成研修の実施の承認及び指導者の認定･････････････････････ 17

Ⅲ　職員の給与

１ 国家公務員給与等実態調査･････････････････････････････････････ 18
２ 職種別民間給与実態調査･･･････････････････････････････････････ 19
３ 人事院勧告･･･ 20
４ 改正給与法の施行に伴う改正規則等説明会･････････････････････････ 20
５ 給与実務担当者研修会･･･ 21
６ 給与簿監査･･･ 21

Ⅳ　職員の生涯設計

１ 生涯設計セミナー40･･･ 22
２ 生涯設計セミナー50･･･ 22

Ⅴ　職員の勤務環境等

1 勤務時間及び休暇等 …… 23
2 健康安全対策 …… 23
3 ハラスメント対策 …… 25
4 育児休業等制度 …… 26
5 災害補償 …… 26

Ⅵ　職員の服務・懲戒、倫理 …… 27

Ⅶ　職員団体

1 職員団体の登録 …… 28
2 職員団体との会見 …… 28

Ⅷ　公平審査

1 不利益処分についての審査請求 …… 29
2 勤務条件に関する行政措置の要求 …… 30
3 災害補償の実施に関する審査の申立て
及び福祉事業の運営に関する措置の申立て …… 30
4 給与の決定に関する審査の申立て …… 30
5 苦情相談 …… 31

Ⅸ　各方面との意見交換等

1 中小企業経営者等との意見交換 …… 33
2 人事主管課長会議 …… 33
3 管内機関からの要望 …… 33

資　　料

1 2024年度近畿管内における試験区分別実施状況 …… 34
2 近畿管内における一般職国家公務員の在職状況 …… 35
3 令和６年 人事院勧告・報告の概要 …… 36
4 人事院近畿事務局の組織及び業務分掌（R７．４．１現在） …… 39

近畿事務局の管轄区域

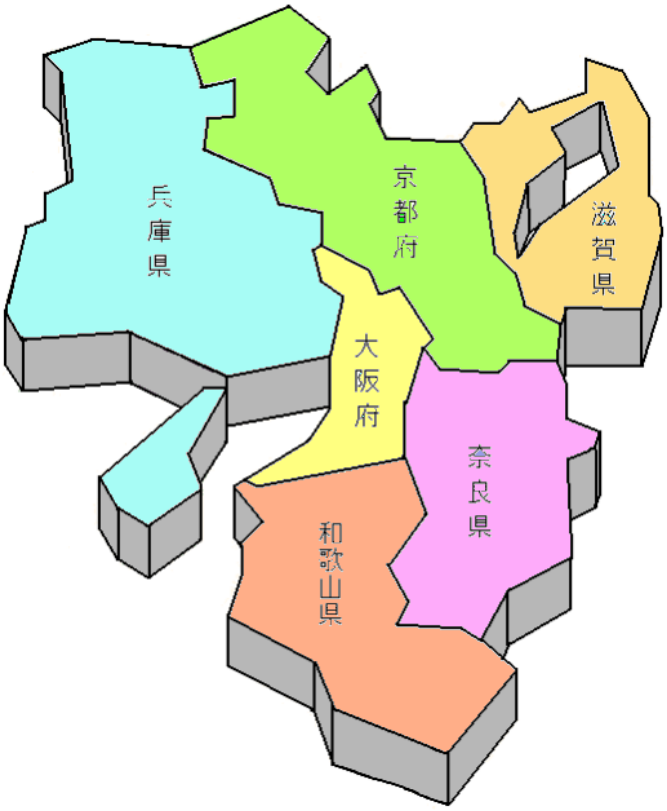

管内指標

近畿事務局は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の２府４県を管轄

	人口(※1)	面積(※2)
全　　国	1億2,379万人	377,975.64㎢
近畿管内 (2府4県)	2,030万人	27,351.35㎢
全 国 比	16.4%	7.2%

(注)　「※1」総務省統計局「人口推計（令和6年10月1日現在)」

「※2」国土地理院「令和6年全国都道府県市区町村別面積調（10月1日時点)」

近畿管内の国家公務員の在職状況

（令和6年1月15日現在）

	管 内	全 国	全国比
国家公務員（一般職） 注1	33,496人	281,146人	11.9%
給与法職員	33,001人	275,719人	12.0%
任期付職員	48人	2,384人	2.0%
任期付研究員	0人	203人	0.0%
検察官	447人	2,840人	15.7%

注1　行政執行法人職員を除く。
注2　上記の表は、「令和5年度における一般職の国家公務員の任用状況調査報告」による。

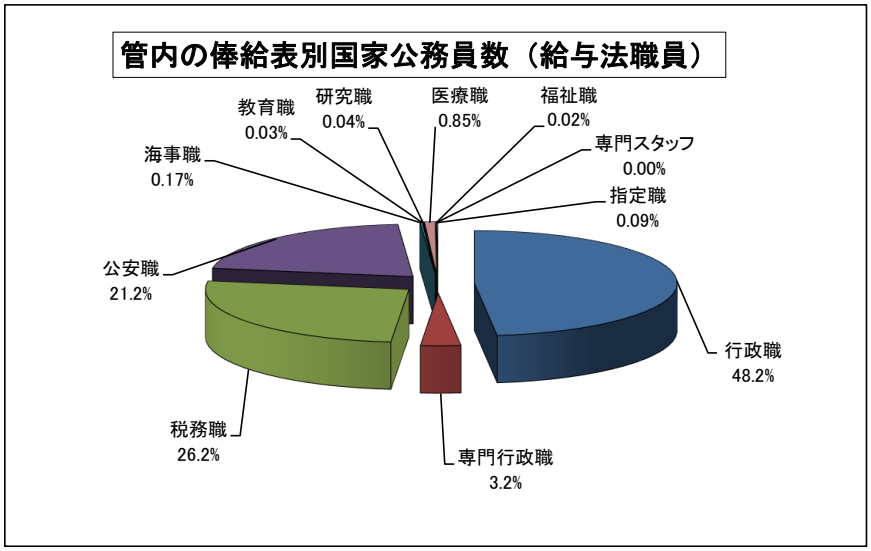

俸 給 表	人	%
行政職	15,911	48.2
専門行政職	1,054	3.2
税務職	8,640	26.2
公安職	6,998	21.2
海事職	57	0.17
教育職	9	0.03
研究職	14	0.04
医療職	281	0.85
福祉職	5	0.02
専門スタッフ	1	0.00
指定職	31	0.09
合計	33,001	

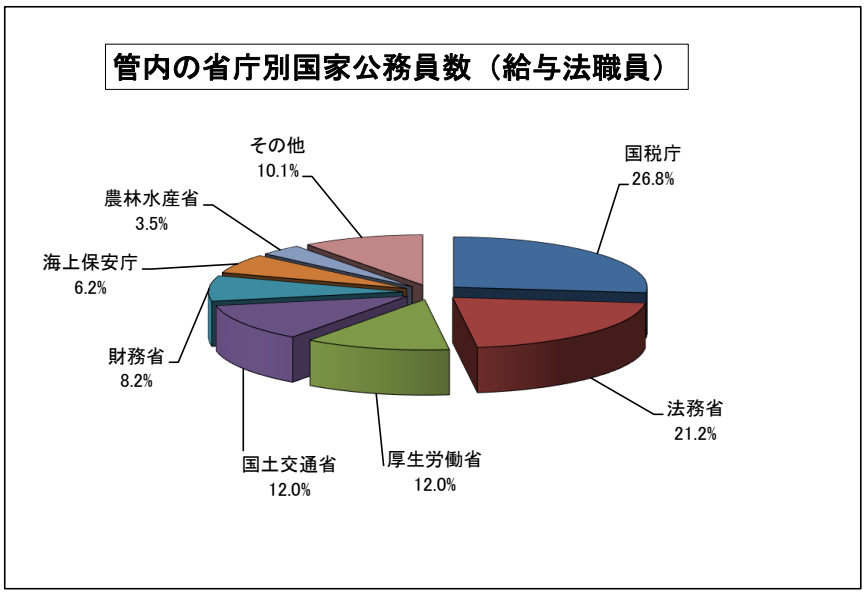

省 庁	人	%
国税庁	8,830	26.8
法務省	6,999	21.2
厚生労働省	3,975	12.0
国土交通省	3,947	12.0
財務省	2,694	8.2
海上保安庁	2,056	6.2
農林水産省	1,160	3.5
その他	3,340	10.1
合計	33,001	

近畿事務局の業務概況（令和6年度）

採用試験等

○　管内の採用試験の申込者数は、総合職試験（院卒者・大卒程度（教養区分含む））が3,587人、一般職試験（大卒程度）が3,896人、一般職試験（高卒者・社会人（係員級））が632人、刑務官採用試験が822人、税務職員採用試験が659人であった。

○　令和６年度の採用候補者名簿（近畿地域）からの採用者数（内定者を含む、令和７年３月末日現在）は、一般職試験（大卒程度）行政区分が466人、一般職試験（高卒程度）が106人、税務職員が119人、刑務官が118人となっている。

○　「就職氷河期世代支援に関する行動計画 2024」に基づき、国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）を４区分（事務、技術、刑務官、入国警備官）で実施した。各区分の申込者数は、事務近畿区分が528人、技術近畿区分が33人、刑務官近畿区分が39人、入国警備官近畿区分が12人であり、最終合格者数は、事務近畿区分が11人、技術近畿区分が６人、刑務官近畿区分が４人、入国警備官近畿区分が１人であった。

人材確保

○　公務への高い資質と使命感を有する多様な有為の人材確保を目的として「公務研究セミナー」「国家公務員業務セミナー」「WEB国家公務員セミナー」「官庁公開フェスティバル」「一般職試験（大卒程度）各府省合同業務説明会」の各種啓発活動・人材確保活動を、対面又はオンライン方式で実施した。

研　修

○　係長等の役職段階別研修、女性職員のためのキャリア支援研修等のテーマ別研修など各種研修を８種10回実施した。修了者は延べ368人であった。

民間企業の調査

○　民間企業を対象として、４月から６月にかけ給与勧告の基礎資料となる民間給与の実態を調査する「職種別民間給与実態調査」を実施した。

心の健康づくり

○　各機関の職員等の心の悩み等について専門医等が相談に応じる「こころの健康相談室」を、心の健康の問題による長期病休者の職場復帰等に関して専門医が相談に応じる「こころの健康にかかる職場復帰相談室」をそれぞれ開設した。

会議、説明会・研修会、セミナー

○　業務の円滑な実施と各機関との連携を図ることを目的として、各機関の人事担当課長や苦情相談担当者、任用担当官、安全管理者、ハラスメント相談員等を対象に、各種会議を開催した。

○　給与、勤務時間等の各種公務員制度の理解を深めるとともに、適正な運用を図ることを目的として、各機関の実務担当者を対象に、各種説明会・研修会を開催した。

○　各機関の苦情相談担当官等を対象とした「苦情相談担当官及びハラスメント相談員セミナー」、50歳台の職員を対象とした「生涯設計セミナー50」等、実習やロールプレイを中心とした各種セミナーを開催した。

苦情相談

○　当事務局に寄せられた各機関の職員からの勤務条件等に関する苦情相談の件数は87件であった。

監査・調査

○　給与制度、健康安全管理制度及び災害補償制度の適正な運用を図るため、77機関に対して監査を実施した。

○　任用制度、勤務時間・休暇制度及び育児休業制度等の適正な運用を図るため、９機関に対して調査を実施した。

職員団体

○　管内の登録数は136団体であり、新規や変更等105件の登録事務を行った。

○　職員団体との会見を18回行い、職員団体からの給与等に関する要求について聴取した。

各方面との意見交換等

○　７都市において、中小企業経営者等を訪問して、公務員給与の在り方等に関する意見交換を行った。

Ⅰ　職員の任免

職員の任用は、国家公務員法（以下「国公法」という。）の定めるところにより、その者の受験成績、人事評価又はその他の能力の実証により行うものとされている。この成績主義に基づき、職員の採用は、公開平等の競争試験によることを基本とし、これによらない場合は、競争試験以外の能力の実証に基づく試験（以下「選考」という。）によることとしている。

また、採用後の職員の昇任及び転任についても、職員の人事評価に基づき行うものとされている。

一方、公務能率の維持及び公務の適正な運営の確保の観点から、職員が一定の事由に該当する場合には、その意に反して、免職、降任、休職等の処分を行うことができるとされている。

当事務局では、国家公務員採用試験の実施、採用候補者名簿の作成とその管理を行うほか、任用に関する調査の実施、任用実務担当者研修会や任用担当官会議の開催などにより、任用制度の周知徹底と人事評価の結果を適切に反映した運用を指導している。

このほか、優秀な人材を公務に誘致するための人材確保施策として、本府省、管内各機関及び各大学と連携しながら、公務の仕事の魅力や求める人材等の情報を発信する説明会や職場公開など様々なイベントを実施している。

１　人材確保に関する施策

(1)　試験の周知

採用試験全体の令和７年度施行計画が令和６年12月25日に官報公告され、その時期に合わせて、大学、短大・高専、高等学校等965校に対して、試験日程ポスター及び採用試験の概要を送付し、掲示等の依頼を行うなど、周知に努めた。

(2)　人材確保対策連絡会議

管内各機関に対して、各種人材確保施策への協力を要請し、併せて一般職試験（大卒程度試験）の第１次試験合格者等を対象とした合同説明会の実施に関する説明を行うため、連絡会議をオンラインで次のとおり実施した。

開催日	出席機関数
6.5.23	42機関

(3)　国家公務員採用試験・採用情報等に関する大学との懇談会

管内主要大学の就職指導担当者を対象に、国家公務員の採用情報を提供すること、また、各大学における学生の就職活動の状況、採用試験及び公務への人材確保の在り方等に関する意見交換を通じ、試験制度及び人材確保施策の検討のために参考となる意見等を聴取することを目的として、懇談会を対面で実施した。

開催日	出席者数
6.12.5	10大学13人

(4)　就職指導担当者に対する説明会

就職指導担当者に対して採用試験の内容や実施結果、採用の実情等を説明するとともに、試験や採用に関する意見・要望を聴取し、併せて学生・生徒に対する受験勧奨を依頼するため、説明会を対面又はオンラインで次のとおり実施した。

ア　大学・短大・高専等就職担当者に対する説明会

開催日	開催地	出席校数
7.1.17	オンライン	32校

イ　高校進路指導担当教諭に対する説明会

開催日	開催地	出席校数
7.2.4	和歌山市	8校
7.2.5	奈良市	7校
7.2.6	京都市	5校
7.2.12	神戸市	9校
7.2.14	大阪市 （オンライン併用）	15校

(5)　啓発活動・人材確保活動

例年、学生等に対して、公務の魅力や仕事のやりがい、求める人材等の情報を提供し、公務に関心を持ってもらうことを目的として本府省や管内各機関と共同で啓発活動や人材確保活動を展開している。令和６年度は次のとおり実施した。

なお、各共催大学におけるセミナーは、より多くの学生が参加できるよう開催大学以外の学生も参加できるオープン形式での実施とした。

また、セミナー等の広報活動においては、大学１・２年生の参加の促進を図った。

ア　啓発活動

(ｱ)　公務研究セミナー

本府省がブースに分かれて各府省の業務内容や政策課題等について説明や意見交換、質疑応答を行うとともに、人事院が相談コーナーを設け、試験制度、試験方法などに関する質問に応じるもので、対面で次のとおり実施した。

開催場所	開催日	説明府省数	参加者数
大阪大学	6.10.5	34府省	243人
同志社大学	6.11.2	34府省	431人
計			674 人

(ｲ)　国家公務員業務セミナー

近畿管内の機関がブースに分かれて各機関の業務内容や政策課題等について説明や意見交換、質疑応答を行うとともに、人事院が相談コーナーを設け、試験制度、試験方法などに関する質問に応じるもので、対面で次のとおり実施した。

開催場所	開催日	説明機関数	参加者数
関西学院大学	6.9.21	31機関	318人
同志社大学	6.10.12	34機関	360人
立命館大学	6.12.1	34機関	279人
関西大学(※)	6.12.15	21府省（本府省） 27機関（管内機関）	482人
大阪公立大学	6.12.21	27機関	203人
神戸大学	7.2.7	28機関	167人
計			1,809人

※令和6年12月15日（日）関西大学では、本府省対象（行政・技術）及び管内機関対象　（行政）合同のセミナーを実施した。

(ｳ) WEB国家公務員セミナー2024《夏》、2025《春》

大学生等に対して、公務への興味・関心を喚起するとともに、試験制度等についての理解を深めてもらうことを目的として、当事務局職員による試験制度等の説明に加え、管内機関の若手職員を招き、座談会形式で質疑応答を行うもので、オンラインで次のとおり実施した。

	開催日	テーマ	参加者数(※)
2024《夏》	6.8.27,9.4	「国家公務員になった動機、仕事のやりがい等を語る」	171人
2025《春》	7.2.3	「公務員試験対策トーク　現役若手職員が答えます！(筆記試験対策編)」	140人
	7.2.12	「公務員試験対策トーク　現役若手職員が答えます！(人物試験・官庁訪問編)」	176人

※参加者数は開催スケジュール中の最大接続数。

WEB国家公務員セミナー2025《春》の様子

(ｴ) WEB技術系国家公務員セミナー2024《夏》、2025《春》

理工農学系専攻の学生等を対象として、技術系国家公務員への興味・関心を喚起するとともに、試験制度等についての理解を深めてもらうことを目的として、当事務局職員による試験制度等の説明に加え、近畿管内の現役技術系職員を招き、オンラインで次のとおり実施した。

	開催日	テーマ	参加者数(※1)
2024《夏》	6.9.5	「現役職員からのメッセージ～技術系国家公務員として働く～」	31人
2025《春》	7.1.29～31	「技術系国家公務員の仕事とは」	43人(※2)

※1 参加者数は開催スケジュール中の最大接続数。

※2 参加者数は3日間の各日最大接続数の合計。

(ｵ) 試験制度説明会への登壇

大学からの依頼に応じて、当事務局職員が国家公務員を志望する学生に対し、公務のやりがい、試験日程や試験内容等についての説明を実施するもので、対面又はオンラインで次のとおり実施した。

主催元	開催日	参加者数(※)
京都産業大学	6.6.26 (オンライン開催)	24人
未来教育推進機構 UMEDAI (ハムなび)	6.9.3 (オンライン開催)	60人
同志社大学	6.11.7 (オンライン開催)	35人
京都薬科大学	6.11.9 (オンライン開催)	4人
兵庫県立大学	6.12.13	15人
未来教育推進機構 UMEDAI (ハムなび)	7.2.19 (オンライン開催)	40人

※オンライン開催の参加者数は開催スケジュールの最大接続数。

イ　人材確保活動

官庁公開フェスティバル

管内の各機関が、業務内容等の情報を紹介、若手職員との意見交換等の機会を提供するもので、対面（職場訪問等）、オンライン又はそれらの併用で、次のとおり実施した。

開催地区	開催日	実施機関数(※)	対面	オンライン形式	併用
大阪地区	7.3.3	28機関	25機関	1機関	2機関
	7.3.4	30機関	19機関	5機関	6機関
京都地区	7.3.5	10機関	5機関	3機関	2機関
神戸地区	7.3.6	13機関	11機関	0機関	2機関
全地区	7.3.7	11機関	5機関	5機関	1機関

※実施機関数は開催日ごとの実施機関数を示す。

２　採用試験

当事務局では、令和６年度に、①政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする係員を採用する総合職試験（院卒者試験（法務区分を除く）及び大卒程度試験の２種類）、②定型的な事務をその職務とする係員を採用する一般職試験（大卒程度試験、高卒者試験及び社会人試験（係員級）の３種類）、③特定の行政分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務とする係員を採用する専門職試験（国税専門官採用試験、労働基準監督官採用試験等の16種類）を実施した。

当事務局が実施した採用試験の実施状況は資料1「2024年度近畿管内における試験区分別実施状況」（34頁）のとおり。

３　中途採用者選考試験（就職氷河期世代）

前年度に引き続き、国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）第１次選考を実施した。
なお、近畿管内における実施状況は次のとおり。

区分	申込者数(※)	第1次選考通過者数	合格者数
事務近畿	528人	102人	11人
技術近畿	33人	21人	6人
刑務近畿	39人	27人	4人
入国警備官近畿	12人	8人	1人

※各区分の申込者数は、他事務局管内の第1次選考試験地で受験を申し込んだ者を含む。

４　第１次試験合格者等に対する業務説明会

一般職試験（大卒程度試験）の第１次試験合格者等に対して、志望官庁を選択する際の参考に資するため、行政近畿区分については、参加各機関がリレー講演方式で説明を行い、技術系区分については、参加各機関がブースに分かれて来訪者に対し業務説明、質疑応答を行うもので、いずれも対面で次のとおり実施した。

対象	開催日	開催場所	参加機関数	参加者数
行政近畿区分	6.6.28	あましんアルカイックホール	30機関	452人
技術系区分		大阪中之島合同庁舎	19機関	83人

5　採用候補者名簿からの採用

当事務局が作成した採用候補者名簿からの採用者数等の状況は、次のとおりである。

一般職試験（大卒程度）

（単位：人）

項目 採用候補者名簿	名簿作成日	名簿記載者数	採用者数	辞退及び無応答者数
2023年度				
行政近畿	5.8.15	822(390)	455(233)	352(160)

一般職試験（高卒程度）

（単位：人）

項目 採用候補者名簿	名簿作成日	名簿記載者数	採用者数	辞退及び無応答者数
2023年度				
事務近畿	5.11.14	172(77)	121(49)	51(28)
技術近畿		41(6)	23(1)	18(5)
社会人近畿		15(1)	10(1)	5(0)
計		228(84)	154(51)	74(33)

税務職員採用試験

（単位：人）

項目 採用候補者名簿	名簿作成日	名簿記載者数	採用者数	辞退及び無応答者数
2023年度				
税務近畿	5.11.14	240(94)	117(43)	123(51)

刑務官採用試験

（単位：人）

項目 採用候補者名簿	名簿作成日	名簿記載者数	採用者数	辞退及び無応答者数
2023年度				
刑務A近畿	5.11.21	89(0)	48(0)	41(0)
刑務B近畿		33(33)	17(17)	16(16)
刑務A（社会人）近畿		9(0)	7(0)	2(0)
刑務B（社会人）近畿		0(0)	0(0)	0(0)
刑務A（武道）近畿		15(0)	15(0)	0(0)
刑務B（武道）近畿		6(6)	6(6)	0(0)
計		152(39)	93(23)	59(16)

（注）1（　）内は女性を内数で示す。
2　一般職試験（大卒程度）行政近畿については、令和7年3月末現在の状況である。
3　一般職試験（大卒程度）行政近畿以外については、名簿有効期間満了時の状況である。
4　一般職試験（大卒程度）行政近畿の採用者数は、当該試験年度名簿のほか過年度名簿からの採用者を含み、本府省に採用になった者を含む。
5　「刑務A」は男性を、「刑務B」は女性を対象にした試験である。

６　任用に関する調査

各機関に対して、任用制度の運用状況を調査し、必要に応じて指導、助言を行い、制度の適正な運用を確保するとともに、併せて、職員の任免、分限、派遣等の実態を調査し、これらに関する意見等を聴取することによって、今後の任用制度及び運用の改善に資するために毎年実施しており、令和６年度は管内４機関に対し、調査を実施した。

７　任用担当官会議

採用手続における留意事項の周知徹底を図ることを目的として、管内主要機関の任用担当官を対象に説明を行うもので、オンラインで次のとおり実施した。

開催日	出席機関数
6.6.19	40機関

８　一般職の国家公務員の任用状況調査

人事院は、毎年、一般職の国家公務員の任用状況を把握するための調査を実施しており、当事務局では管内所在の98機関１行政執行法人についての調査を行った。

管内の国家公務員（一般職）職員の令和６年１月15日現在の在職者は33,496人で、１年前(33,525人)に比べて、29人減となっている（「近畿管内の国家公務員の在職状況」（２頁参照）及び資料２「近畿管内における一般職国家公務員の在職状況」（35頁参照））。

Ⅱ　職員の研修

人事院では、職員の資質・能力を伸ばし、国民全体の奉仕者としての使命感を向上させること等を目的とした各種の研修を行っている。

当事務局では、管内各機関に勤務する職員を対象として、新採用職員から管区機関課長級職員までの役職段階別研修や、メンター養成研修及び女性職員のためのキャリア支援研修等のテーマ別研修等を計画・実施している。

令和６年度は、８種10回実施し、修了者は、民間企業等からの参加者を含めて368人であった。

１　役職段階別研修

新採用職員から管区機関課長級職員までの各役職段階ごとに必要な基本的知識等を付与し、それぞれに求められる資質・能力を伸ばすこと、国民全体の奉仕者としての意識の徹底を図ること、研修参加者の相互理解と信頼を深めることなどを目的として実施している。

令和６年度は６回実施し、修了者は、民間企業等からの参加者を含め271人であった。

また、各役職段階別研修では、意見交換や討議を通して研修参加者自身が考え結論を導き出すワークショップを多く取り入れた。

なお、新採用職員研修のみオンラインで実施した。

【実施した研修】

研　修　名	期　日	日　数	参加機関数	修了者数
新採用職員 研修	6.4.9～10	2日	28機関	136人
第90回 中堅係員研修	6.9.4～6	3日	19機関	25人
第62回 係長研修	6.6.11～13	3日	26機関	26人
第63回 係長研修	6.12.9～11		32機関	32人
第48回 課長補佐研修	6.10.2～4 及び 6.11.7	4日	23機関	24人
第47回 課長研修	6.11.27～29	3日	26機関	28人

（注）第●回とあるのは、実施開始年度からの通算回数を示す。

第90回中堅係員研修の様子

２　幹部行政官セミナー

近畿地区に所在する管区機関の長を対象として、これからの行政と行政官の在り方を基本に立ち返って考え、意識改革を図ることを目的として、各界の有識者からの講演及び意見交換を実施した。

研　修　名	期　日	日　数	参加機関数	参加者数
幹部行政官セミナー	7.1.21	1日	15機関	15人

令和6年度幹部行政官セミナーの様子

３　テーマ別研修

(1)　メンター養成研修

メンター(仕事の仕方や取組などの経験をもとに、後輩職員の相談に乗り、助言をする先輩職員)となることが予定されている職員を対象に、職場におけるメンター、メンタリングに関する基本的な知識、意識、コミュニケーションスキルの習得を図ることを目的として対面で実施した。

研　修　名	期　日	日　数	参加機関数	修了者数
メンター養成研修	6.8.22	1日	40機関	40人

(2)　女性職員のためのキャリア支援研修

キャリア形成に関する知識の付与、相互啓発等による業務遂行能力やマネジメント能力等の伸長及び府省を越えた人的ネットワーク形成の機会等を提供することにより、女性職員の主体的・積極的なキャリア形成を支援することを目的として対面で実施した。

本研修では講義や実習のほか、各機関からロールモデルになりうる先輩女性職員を招き、組織で働いていく上での悩みや課題について意見交換を行った。

研　修　名		期　日	日　数	参加機関数	修了者数
女性職員のためのキャリア支援研修	第1回	7.2.5～7	3日	16機関	16人
	第2回	7.2.12～14	3日	25機関	26人

４　指導者養成研修の実施の承認及び指導者の認定

当事務局管内に所在する各機関又は地方公共団体等が、ＪＳＴ基本コース又はＪＫＥＴの指導者養成研修を実施する場合には、これらの研修が適切に実施されるよう、実施機関は事前に実施の承認を当事務局から受けることとなっている。

併せて、当事務局がこれらの研修の修了者に対する指導者の認定を行っている。

令和６年度に当事務局で承認した研修は１件である。

Ⅲ　職員の給与

職員の給与は、国公法上、法律に基づき定められることとされ（給与法定主義）、社会一般の情勢に適応するよう国会により随時変更でき、その変更に関して人事院は勧告を怠ってはならないとされている。このため、人事院は、俸給表が適当であるかどうかについて、毎年少なくとも１回、国会及び内閣に同時に報告しなければならないとされており、その際、給与を決定する諸条件の変化に応じて適当な勧告をする義務を負っている（情勢適応の原則）。一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）においても、職員の給与額を研究して適当と認める改定等を国会及び内閣に同時に勧告することが定められている。

また、人事院は、給与制度の実施の責めに任じることとされており、その公正妥当な運用を確保するため、所要の規則の制定、給与支払いの監理等を行っている。

給与勧告では、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本としているため、当事務局では、上記勧告の基礎資料を得ることを目的として調査を実施している。

また、給与制度の周知徹底と運用の適正化を図るため、各種説明会・研修会の開催及び給与簿監査の実施、さらに日々の制度照会業務等を通じて各機関における給与実務の指導を行っている。

１　国家公務員給与等実態調査

民間給与との精確な比較のための基礎となる国家公務員の給与の状況を把握するため、毎年、各府省の協力を得て「国家公務員給与等実態調査」を実施しており、１月15日現在に在職する給与法、任期付研究員法、任期付職員法の適用を受ける常勤職員（休職者等を除く。）について、俸給、諸手当の受給状況、年齢、学歴、採用試験の種類等を調査している。

２　職種別民間給与実態調査

公務員給与を適切に決定するための基礎資料を得ることを目的として、毎年、都道府県、政令指定都市等の人事委員会と共同で「職種別民間給与実態調査」を実施している。

令和６年度は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所58,405事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した11,686事業所を対象に、76職種468,099人について、令和６年４月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を調査した。

管内においては、1,686の民間事業所について、令和６年４月22日から６月14日までの間、管内２府４県並びに京都市、大阪市、堺市、神戸市及び和歌山市の人事委員会と共同して調査を実施した。

管内における調査対象事業所数については、次のとおりである。

地　　域	調査対象事業所数
滋　賀　県	133
京　都　府	224
大　阪　府	665
兵　庫　県	448
奈　良　県	98
和 歌 山 県	118
合　　計	1,686

※各府県人事委員会が行った「職員の給与等に関する報告及び勧告」による。

３　人事院勧告

人事院は国会及び内閣に対し、令和６年８月８日、一般職の職員の給与について報告及び勧告等を行った。

（資料３「令和６年 人事院勧告・報告の概要」（36頁）参照。）

岸田文雄首相に報告を手渡す川本裕子人事院総裁（写真提供：内閣広報室）

４　改正給与法の施行に伴う改正規則等説明会

令和６年12月17日、第216回国会において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が成立し、同月25日に令和６年法律第72号として公布された。

当事務局では、給与法及び関連規則等の改正内容の周知及び適正な運用を図るため、各機関の給与実務担当者を対象とした説明会を同日にオンラインで実施した。

５　給与実務担当者研修会

給与事務の適正な運用に資するため、各機関の給与実務担当者に対し、研修会をオンラインで実施した。

研修方式	開催日	開催地	対　象	出席者数(実人員数)
講義式	6.9.24,25,26	大阪市	管内に所在する機関の給与実務担当者	80機関133人

６　給与簿監査

職員の給与が法律、規則等に適合して行われることを確保することを目的に、給与簿の検査を行うとともに、不当事項等を発見したときには、その是正の確保を図るため、必要な指導を行う給与簿監査を毎年実施している。

当事務局では、67機関に対して監査を実施し、その結果、全体的にはおおむね良好に処理されていると認められたものの、一部に法規の理解不足等に起因する誤りが認められたことから、その是正の確保を図るため、必要な指導を行った。

Ⅳ　職員の生涯設計

人事院では、50歳台の職員及び40歳台の職員を対象に、再任用制度、年金制度等に関する情報提供や参加職員による討議を通して生涯設計について考える機会を提供する「生涯設計セミナー」を実施している。

１　生涯設計セミナー40

40歳台の職員に対し、職員が早い時期に自らの将来の目標を明確にした生涯設計（ライフプラン）を考える機会を提供し、職業キャリア、家庭経済及び健康管理に関する知識や情報を付与することにより、今後の職業生活及び個人生活の両面において疑問や不安の解消を図り、やりがいを持って職務に精励できる環境を整備することを目的に、「生涯設計セミナー40」を対面で実施した。

セミナー名	開催日	開催地	出席者数
生涯設計セミナー40	6.10.24	大阪市	15機関27人

２　生涯設計セミナー50

50歳台の職員に対し、定年後の生活設計の必要性、再任用制度や公的年金制度などの知識や情報を付与するとともに、生涯設計を考える機会を提供することにより、定年後の生活への疑問や不安の解消を図り、職務に専念させることを目的に、「生涯設計セミナー50」を第１回はオンラインで、第２回は対面で実施した。

セミナー名		開催日	開催地	出席者数
生涯設計セミナー50	第1回	7.1.7,8	大阪市	19機関23人
	第2回	7.1.23,24		22機関38人

Ⅴ　職員の勤務環境等

当事務局では、勤務時間、健康安全、ハラスメント、育児休業、災害補償等の諸制度の適正な運用を図るため、毎年、これらの制度に関する会議や研修会を実施しているほか、各機関に対し指導、調査を行っている。

１　勤務時間及び休暇等

(1)　勤務時間・休暇制度の研修会

各機関の勤務時間・休暇制度の担当者に対し、これら制度の適正な運用に資するため、例年、勤務時間・休暇制度の研修会を開催している。

令和６年度は、参加者の利便性の観点から、後述の「４　育児休業等研修会」と併せて令和６年７月に各機関に対して制度説明資料を配布し、自主研修を行わせるｅラーニング形式で実施した。

(2)　公務における勤務時間・休暇制度等運用状況調査

公務における勤務時間・休暇制度等の適正な運用を図るとともに、これら制度の検討に資するため、その運用状況の調査を実施している。

当事務局では、５機関に対して調査を実施し、各機関の勤務時間・休暇制度等の運用実態や超過勤務の状況を把握するとともに、一部に法規の理解不足等に起因する誤りが認められたことから、その是正の確保を図るため、必要な指導を行った。

２　健康安全対策

(1)　安全対策会議

人事院は、健康安全管理の推進について、広く職員の意識の高揚を図るため、例年、７月１日から７日は「国家公務員安全週間」を、10月１日から７日は「国家公務員健康週間」を実施している。

また、当事務局では、安全週間の実施に先立ち、各機関の安全管理者又は安全管理担当者に対し、安全週間の趣旨の徹底及び職場の災害防止に資するため、例年、安全対策会議を開催している。

令和６年度は、「国家公務員安全週間」に合わせて動画配信及び資料の提供により実施し、50機関116人が参加した。

(2)　健康安全管理状況監査

職員の保健及び安全保持が法律、規則等に適合して行われることを確保することを目的に、その実施状況について監査を行うとともに、不当事項等を発見したときには、その是正の確保を図るため、必要な指導を行う健康安全管理状況監査を毎年実施している。

当事務局では、７機関に対して監査を実施し、その結果、全体的にはおおむね良好に処理されていると認められたものの、一部に法規の理解不足等に起因する誤りが認められたことから、その是正の確保を図るため、必要な指導を行った。

(3)　心の健康づくり対策

人事院は、「職員の心の健康づくりのための指針」（平成16年勤務条件局長通知。平成29年８月改正）に基づき、各府省における職員の心の健康づくり対策に重点的に取り組んでいる。

当事務局では以下の対策に取り組んだ。

ア　こころの健康相談室

職員の心の問題の解決を図り、公務能率の増進等に寄与することを目的として、専門の医師及びカウンセラーが対応し、各機関の職員、家族等が利用できる「こころの健康相談室」を開設している。

令和６年度は、原則、毎月第３・第４金曜日に設定した。また、オンラインによる相談の実施も可能である。

開設日数	相談者数
14日	延べ19人

相談の様子（模擬）

イ　こころの健康にかかる職場復帰相談室

心の健康の問題による各機関の長期病休者の職場復帰及び再発防止に関して、専門の医師が相談に応じる「こころの健康にかかる職場復帰相談室」を開設している

開設日数	利用件数
28日	延べ40人

３　ハラスメント対策

(1)　ハラスメント防止対策担当者会議

例年、各機関のハラスメント防止対策担当者に対し、ハラスメント相談の処理等に関する必要な情報提供を行い、ハラスメント相談の処理体制の整備及びその運営に対する適切な指導、補助等に資するための会議を開催している。

令和６年度は、ハラスメント防止対策担当者及び苦情相談担当者を対象とし、「苦情相談に関する地方機関連絡会議及びハラスメント防止対策担当者会議」を令和６年11月26日にオンラインで実施し、48機関51人が参加した。

(2)　ハラスメント相談員セミナー

例年、各機関のハラスメント相談員に対し、ハラスメント相談業務を適切に実施するために必要な基礎知識及び技法等の習得に資するためのセミナーを開催している。

令和６年度は、ハラスメント相談員及び苦情相談担当官を対象とし、「苦情相談担当官及びハラスメント相談員セミナー」を令和６年11月26日にオンラインで実施し、40機関47人が参加した。

(3)　ハラスメント防止研修

ア　幹部・管理職員ハラスメント防止研修

各機関の幹部・管理職員に対し、組織マネジメントの観点から、ハラスメントの防止、発生した場合等に自らが担う役割について意識及び理解の向上を促すため、令和６年度は、本院にて「幹部・管理職員ハラスメント防止研修」をオンラインで実施した。

イ　ハラスメント防止対策担当者実務研修

各機関のハラスメント防止対策担当者に対し、必要となる行動様式を習得し、「問題解決のプロセス」の理解を深め、問題解決技能や防止意識を高めるため、令和６年度は、本院にて「ハラスメント防止対策担当者実務研修」をオンラインで実施した。

４　育児休業等制度

育児休業等研修会

各機関の育児休業等制度や女子福祉制度の担当者に対し、これら制度の適正な運用に資するため、例年、育児休業等・女子福祉制度研修会を開催している。

令和６年度は、前述の「１(1)　勤務時間・休暇制度の研修会」と併せて令和６年７月に各機関に対して制度説明資料を配付し、自主研修を行わせるｅラーニング形式で実施した。

５　災害補償

(1)　災害補償実務担当者研修会

各機関の災害補償実務担当者に対し、災害補償業務の迅速かつ適正な運用に資するため、例年、研修会を開催している。

令和６年度は、参加者の利便性の観点から、令和６年９月に各機関に対して制度説明資料を配付し、自主研修を行わせる ｅ ラーニング形式で実施した。

(2)　災害補償実施状況監査

職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び福祉事業が法律、規則等に適合して行われることを確保することを目的に、その実施状況について監査を行うとともに、不当事項を発見したときは、その是正の確保を図るため、必要な指導を行う災害補償実施状況監査を毎年実施している。

当事務局では、３機関に対して監査を実施し、その結果、全体的にはおおむね良好に処理されていると認められたものの、一部に法規の理解不足等に起因する誤りが認められたことから、その是正の確保を図るため、必要な指導を行った。

Ⅵ　職員の服務･懲戒、倫理

国家公務員は、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務することから、民間企業の勤労者に比して、より一層厳しい服務上の義務や制約が法律で規定されている。

また、国家公務員の職務に係る倫理の保持を図るため、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程において倫理保持のためのルールが定められている。

当事務局では、服務・懲戒制度及び倫理制度の理解と適正な運用を図るため、管内の機関から寄せられる制度照会等の機会を通じて、指導・助言を行っている。

Ⅶ 職員団体

一般職の国家公務員（行政執行法人職員を除く。）は、国公法第108条の２の規定により、警察職員及び海上保安庁又は刑事施設に勤務する職員を除き、勤務条件の維持改善を図ることを目的として職員団体を結成することができることとされている。

当事務局では、管内の職員団体の登録事務を行うとともに、職員団体制度の円滑な運用、周知を図るための必要な指導を行っている。

１　職員団体の登録

職員団体の登録制度は、職員団体が国公法に定める要件を満たした民主的かつ自主的な団体であることを人事院が公証するものであり、これによって、交渉等における当局と職員団体との関係の円滑化を図り、安定した労使関係の確立を期待しているものである。

令和６年度の登録状況は、新規登録が１件、役員等の変更登録が104件、抹消登録が０件であった。

令和７年３月31日現在における管内の登録職員団体数は136団体であり、府省別の内訳は次のとおりである。

省　名	登録職員団体数	省　名	登録職員団体数
法　務　省	4	農林水産省	13
財　務　省	94	国土交通省	14
厚生労働省	9	そ　の　他	2

２　職員団体との会見

人事院は、職員の勤務条件に関し、職員団体等との会見を通じて、意見、要望等を聴取し、施策に反映させることとしている。

令和６年度において、当事務局では､職員団体と18回の会見を行った。

主な要求内容は、人事院勧告、昇格、級別定数、初任給、諸手当（通勤手当、地域手当、特殊勤務手当等）、超過勤務の上限規制、休暇制度、再任用職員の処遇、非常勤職員の勤務条件、ハラスメント防止対策等であった。

Ⅷ　公平審査

公平審査は、不利益処分についての審査請求、勤務条件に関する行政措置の要求、災害補償の実施に関する審査の申立て等及び給与の決定に関する審査の申立てが職員から人事院に対してなされた場合に、準司法的な所定の審査手続に従って、迅速かつ適切に事案の処理を行うものである。

このほか、職員からの苦情相談を受け付け、各機関に対する働きかけを含め、必要な対応を行っている。

当事務局では、これらの申立て等の受付を行うほか、管内における事案審理や調査の業務を本院と協力して実施している。

また、各機関の担当者に対して、苦情相談に関する会議や研修会を実施している。

１　不利益処分についての審査請求

不利益処分についての審査制度は、職員からその意に反して降給、降任、休職、免職その他著しく不利益な処分又は懲戒処分を受けたとして審査請求があった場合に、人事院が、事案ごとに公平委員会を設置して審理を行わせ、公平委員会が作成した調書に基づき、処分の承認、修正又は取消しの判定を行うものである。

令和６年度の管内に係る事案については、新たに受け付けたものは２件、前年度から繰り越されたものは２件が係属し、その処理状況は、判定を行ったもの１件、却下したものが１件となっており、２件が次年度に繰り越された。

公平審理の様子（模擬）

２　勤務条件に関する行政措置の要求

行政措置要求の制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、人事院が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあっせん又はこれに準ずる方法で事案の解決に当たることで、職員が勤務条件の改善と適正化を能動的に求めることを保障するものである。

令和６年度の管内に係る事案については、新たに受け付けたものは３件、前年度から繰り越されたものはなかった。その処理状況は、却下したものが１件となっており、２件が次年度に繰り越された。

３　災害補償の実施に関する審査の申立て及び福祉事業の運営に関する措置の申立て

災害補償の審査申立制度は、実施機関の行った公務上の災害又は通勤による災害の認定、治癒の認定、障害等級の決定その他補償の実施について不服のある者から審査の申立てがあった場合に、また、福祉事業の措置申立制度は、福祉事業の運営について不服のある者から措置の申立てがあった場合に、それぞれ人事院が事案を災害補償審査委員会の審理に付した上で判定を行うものである。

令和６年度の管内に係る事案については、新たに受け付けたもの及び前年度から繰り越されたものはなかった。

４　給与の決定に関する審査の申立て

給与の決定に関する審査制度は、給与の決定（俸給の更正決定を含む。）について不服のある者から審査の申立てがあった場合に、人事院が事案を審査した上で、決定という形でそれに対する判断を示すものである。

令和６年度の管内に係る事案については、新たに受け付けたものは１件、前年度から繰り越されたものはなかった。その処理状況は、１件が次年度に繰り越された。

5　苦情相談

(1)　苦情相談の状況

苦情相談制度は、職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合に、人事院が指名した職員相談員が職員に対し助言を行うほか、関係当事者に対し、指導、あっせんその他必要な対応を行うものである。

令和６年度における当事務局への苦情相談件数は87件であり、昨年度の件数104件に比べ減少した。

相談内容別の件数では、セクハラ・パワハラ・いじめ関係が50件と最も多く、次いで、勤務条件服務関係11件、任用関係14件となっている。

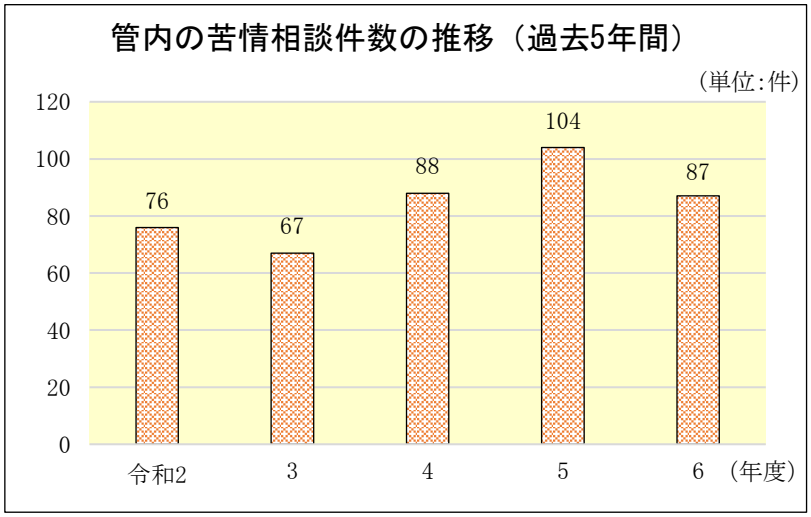

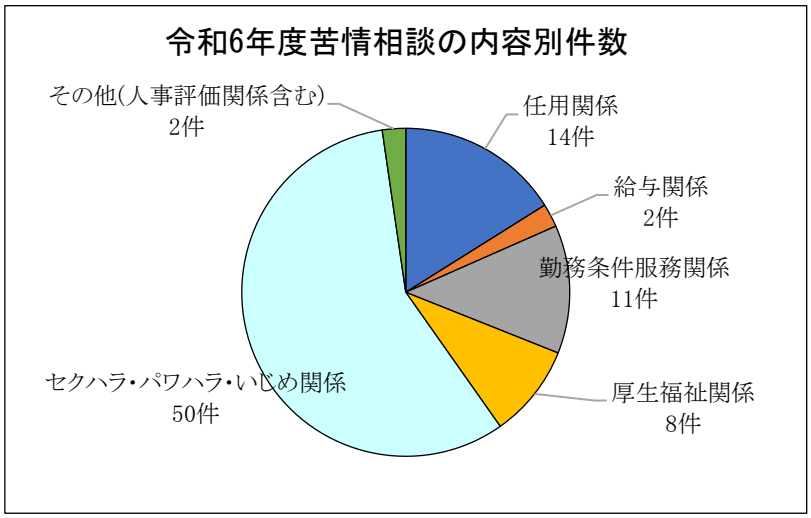

（注）一つの事案に関して、同一の者から同一の内容について複数回の相談を受けた場合、それぞれを件数に計上している。

(2)　苦情相談に関する地方機関連絡会議

例年、各機関の苦情相談担当者に対し、苦情相談の対応に際して必要な情報の提供や各機関との連携協力体制の充実を図るため、地方機関連絡会議を開催している。

令和６年度は、苦情相談担当者及びハラスメント防止対策担当者を対象とし､「苦情相談に関する地方機関連絡会議及びハラスメント防止対策担当者会議」を令和６年11月26日にオンラインで実施し、48機関51人が参加した。

(3)　苦情相談担当官研修会

例年、各機関の苦情相談担当官に対し、苦情相談業務を適切に遂行できるよう必要な知識の習得や技能の向上を目的に、研修会を開催している。

令和６年度は、苦情相談担当官及びハラスメント相談員を対象に、「苦情相談担当官及びハラスメント相談員セミナー」を令和６年11月26日にオンラインで実施し、40機関47人が参加した。

Ⅸ　各方面との意見交換等

近畿事務局では、人事行政に関して、中小企業経営者等及び管内各機関と幅広く意見交換を行っており、令和６年度については次のとおり実施した。

１　中小企業経営者等との意見交換

中小企業経営者、報道機関関係者等を対象に、令和６年４月から５月にわたり全国52都市において、公務員給与の在り方等に関して意見交換を行った。

当事務局では、守山市、城陽市、大阪市、寝屋川市、岸和田市、宝塚市、北葛城郡広陵町及び海南市において、意見交換を行った。

２　人事主管課長会議

管内各機関との連絡及び協力を密にして人事行政の円滑な実施を図るため、管内主要機関の人事担当課長を対象に、例年、「人事主管課長会議」を開催している。

令和６年度は、４月17日にオンラインにより実施した。

３　管内機関からの要望

給与制度をはじめ勤務条件等の諸施策について、管内機関から７件の要望があった。具体的な内容としては、各種手当の支給要件や支給額、級別定数等に関するものなどであった。

資料1　　2024年度近畿管内における試験区分別実施状況

①総合職試験

院卒者試験

	行政	人間科学	デジタル	工学	数理科学・物理・	化学・生物・薬学	農業科学・水産	農業農村工学	森林・自然環境	合計
申込者数(A)	80	33	15	46	24	42	8	4	10	262
申込者数(女性)	(28)	(23)	(3)	(8)	(2)	(12)	(4)	(1)	(0)	(81)
合格者数(B)	46	16	5	23	6	14	3	3	6	122
合格者数(女性)	(15)	(12)	(1)	(3)	(0)	(3)	(1)	(1)	(0)	(36)
倍率(A)/(B)	1.7	2.1	3.0	2.0	4.0	3.0	2.7	1.3	1.7	2.1

(注1)全国地域の試験として実施。近畿管内の試験地で受験を申し込んだ者の数を示す。
(注2)法務区分については近畿管内に試験地はない。

大卒程度試験

	政治・国際・人文	法律	経済	人間科学	デジタル	工学	数理科学・物理・	化学・生物・薬学	農業科学・水産	農業農村工学	森林・自然環境	教養	合計
申込者数(A)	255	1,642	309	66	41	133	21	48	36	16	28	730	3,325
申込者数(女性)	(112)	(799)	(93)	(39)	(12)	(21)	(4)	(28)	(16)	(3)	(6)	(305)	(1,438)
合格者数(B)	40	67	36	12	15	63	2	7	15	13	9	86	365
合格者数(女性)	(18)	(39)	(10)	(9)	(1)	(10)	(1)	(3)	(8)	(3)	(2)	(25)	(129)
倍率(A)/(B)	6.4	24.5	8.6	5.5	2.7	2.1	10.5	6.9	2.4	1.2	3.1	8.5	9.1

(注1)全国地域の試験として実施。近畿管内の試験地で受験を申し込んだ者の数を示す。
(注2)教養区分については別日程で試験を実施。

合計（院卒者試験+大卒程度試験）

	合計
申込者数(A)	3,587
申込者数(女性)	(1,519)
合格者数(B)	487
合格者数(女性)	(165)
倍率(A)/(B)	7.4

②一般職試験（大卒程度試験）

	行政近畿	デジタル・電気・電子	機械	土木	建築	物理	化学	農学	農業農村工学	林学	合計
申込者数(A)	3,036	65	28	99	12	33	62	80	7	56	3,478
申込者数(女性)	(1,437)	(14)	(3)	(21)	(5)	(7)	(19)	(33)	(2)	(14)	(1,555)
合格者数(B)	816	22	11	36	4	19	19	42	2	26	997
合格者数(女性)	(402)	(4)	(2)	(7)	(1)	(5)	(6)	(16)	(0)	(6)	(449)
倍率(A)/(B)	3.7	3.0	2.5	2.8	3.0	1.7	3.3	1.9	3.5	2.2	3.5

(注1)行政区分は地域ごとの試験として実施。近畿地域名簿の区分で受験を申し込んだ者(他事務局管内の試験地で受験を申し込んだ者を含む)の数を示す。
(注2)その他の区分は全国地域の試験として実施。近畿管内の試験地で受験を申し込んだ者の数を示す。

③一般職試験（高卒者試験）

	事務近畿	技術近畿	農業土木	林業	合計
申込者数(A)	531	75	12	1	619
申込者数(女性)	(226)	(21)	(3)	(0)	(250)
合格者数(B)	170	39	7	1	217
合格者数(女性)	(87)	(11)	(2)	(0)	(100)
倍率(A)/(B)	3.1	1.9	1.7	1.0	2.9

(注1)事務区分および技術区分は地域ごとの試験として実施。近畿地域名簿の区分で受験を申し込んだ者(他事務局管内の試験地で受験を申し込んだ者を含む)の数を示す。
(注2)農業土木および林業区分は全国地域の試験として実施。近畿管内の試験地で受験を申し込んだ者の数を示す。

④一般職試験（社会人試験（係員級））

	技術近畿	農業土木	合計
申込者数(A)	34	8	42
申込者数(女性)	(7)	(5)	(12)
合格者数(B)	9	2	11
合格者数(女性)	(2)	(1)	(3)
倍率(A)/(B)	3.8	4.0	3.8

(注1)技術区分は地域ごとの試験として実施。近畿地域名簿の区分で受験を申し込んだ者(他事務局管内の試験地で受験を申し込んだ者を含む)の数を示す。
(注2)農業土木区分は全国地域の試験として実施。近畿管内の試験地で受験を申し込んだ者の数を示す。

資料2

近畿管内における一般職国家公務員の在職状況

令和6年1月15日現在

（単位：人）

俸給表名	計
行政職（一）	15,785 (4,063)
行政職（二）	126 (31)
専門行政職	1,054 (339)
税務職	8,640 (2,165)
公安職（一）	3,554 (456)
公安職（二）	3,444 (651)
海事職（一）	7 (0)
海事職（二）	50 (0)
教育職（一）	0 (0)
教育職（二）	9 (1)

俸給表名	計
研究職	14 (6)
医療職（一）	95 (20)
医療職（二）	36 (13)
医療職（三）	150 (133)
福祉職	5 (1)
専門スタッフ	1 (0)
指定職	31 (1)
任期付研究員	0 (0)
任期付職員	48 (18)

合計	33,049 (7,898)

府省名＼項目	在職者数	
会計検査院	0	(0)
人事院	22	(9)
内閣	0	(0)
内閣法制局	0	(0)
内閣府	14	(4)
宮内庁	191	(26)
公正取引委員会	36	(6)
国家公安委員会	779	(76)
個人情報保護委員会	0	(0)
カジノ管理委員会	0	(0)
金融庁	0	(0)
消費者庁	0	(0)
こども家庭庁	0	(0)
デジタル庁	0	(0)
復興庁	0	(0)
総務省	234	(58)
公害等調整委員会	0	(0)
消防庁	0	(0)
法務省	7,004	(1,640)
出入国在留管理庁	796	(289)
公安審査委員会	0	(0)
公安調査庁	242	(41)
外務省	0	(0)

検察官	447	(112)

府省名＼項目	在職者数	
財務省	2,707	(755)
国税庁	8,839	(2,249)
文部科学省	0	(0)
スポーツ庁	0	(0)
文化庁	0	(0)
厚生労働省	3,976	(1,236)
中央労働委員会	3	(0)
農林水産省	1,162	(280)
林野庁	217	(42)
水産庁	33	(3)
経済産業省	303	(106)
資源エネルギー庁	0	(0)
特許庁	1	(0)
中小企業庁	0	(0)
国土交通省	3,949	(761)
観光庁	0	(0)
気象庁	423	(53)
運輸安全委員会	0	(0)
海上保安庁	2,056	(247)
環境省	62	(17)
原子力規制委員会	0	(0)
防衛省	0	(0)
計	33,049	(7,898)

合計	33,496	(8,010)

(注1)行政執行法人職員を除く。
(注2)( )内は、女性を内数で示す。

（令和5年度一般職の国家公務員の任用状況調査）

令和6年 人事院勧告・報告の概要

公務員を元気に 国民を幸せに
人事院
National Personnel Authority

人材確保に向けた抜本的施策と更なる改革の全体像

多様な人材が集まり、一人一人が高い志を持って職務を遂行できる魅力ある公務へ

多様で有為な人材の確保

- 一般職試験にも「教養区分」を導入【令和7年目途】
- 総合職試験「教養区分」の年2回実施【令和8年目途】
- CBT(オンライン試験)の段階的導入【令和9年目途】

職員の成長支援と組織パフォーマンス向上

- キャリア形成支援のための取組をまとめたガイド作成
- 国内外の大学院への派遣を拡充
- キャリア形成を支援する人事管理のための府省共通システムの設計

Well-beingの実現に向けた環境整備

- 育児時間の取得パターンの多様化、子の看護休暇の対象を小3まで拡大
- 超過勤務縮減に向け、各種アンケートを踏まえた関係各方面への協力依頼
- 勤務間のインターバル確保状況の実態把握・各省ヒアリングなど取組を推進
- 兼業制度の見直しの検討

給与制度のアップデート － 現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換 －

【措置内容の例】

- 初任給を大幅引上げ。管理職は職責重視の体系に刷新
- 地域手当を都道府県単位に広域化
- 通勤手当の上限を月15万円に引上げ。新幹線通勤の要件緩和
- 配偶者に係る扶養手当を廃止、子に係る手当を増額

人事行政諮問会議中間報告を踏まえた取組

- 職員の判断のよりどころとなり、国民の信頼を得るための行動規範の検討
- 職務給の原則や能力・実績主義の徹底に必要となる施策等の検討
  (在級期間に係る制度・運用の見直しの検討、官民給与の比較を行う際の企業規模の検討など)

令和6年 人事院勧告・報告の概要

公務員を元気に 国民を幸せに
人事院
National Personnel Authority

本年の給与改定（勧告）

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

月例給

［ 本年4月分の民間給与を調査して官民比較 ］ 【令和6年4月実施】

- **官民較差：11,183円（2.76%）**
  - **採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ** 給与制度のアップデートの先行実施

    【総合職（大卒）】230,000円（＋14.6%［＋29,300円］） 【一般職（大卒）】220,000円（＋12.1%［＋23,800円］）
    【一般職（高卒）】188,000円（＋12.8%［＋21,400円］）
  - **若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定**

    ※ おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定
    行政職俸給表（一）の平均改定率は、1級［係員］11.1%、2級［主任等］7.6%、全体 3.0%

    ※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

ボーナス

［ 直近1年間（昨年8月～本年7月）の民間の支給状況を調査して官民比較 ］ 【令和6年4月実施】

- **年間 4.50 月分 → 4.60 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ**

寒冷地手当

【手当額改定：令和6年4月実施、支給地域改定：令和7年4月実施】

- **民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を改定**

令和6年 人事院勧告・報告の概要

公務員を元気に 国民を幸せに
人事院
National Personnel Authority

給与制度のアップデート（勧告） 【令和7年4月実施（初任給・若年層の水準引上げは、令和6年4月に先行実施）】

- **現下の人事管理上の重点課題に対応し、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備**

俸給　初任給・若年層の水準を大幅引上げ
係長以上はより職責重視の体系とし、特に本府省課室長級は役割に見合う処遇に抜本的に見直し

地域手当　都道府県単位（中核的な市は個別指定）とし、級地を5段階に削減の上で最新民間賃金を反映（激変緩和を措置）
異動保障を3年間に延長

通勤手当等　支給限度額を月15万円に引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給　新幹線通勤等の要件緩和

扶養手当　配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額

ボーナス　成績優秀者への勤勉手当の支給上限を引上げ（標準者の約3倍まで可能に）　任期付専門人材のボーナス拡充

その他手当　管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大
再任用職員の手当拡大（住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当等）

国家公務員の育児休業法の改正（意見の申出） 【民間労働法制の施行から遅れることなく実施】

- **民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充**
  - ・1年につき10日相当、1日の上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを選択可能に
  - ・非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大

人事院近畿事務局の組織及び業務分掌

（令和7年4月1日現在）

- 人事院近畿事務局
  - 総務課
    - 総務係
      - ・局内の事務の連絡及び調整
      - ・公文書の収受、発送、整理及び保管並びに公印の管理に関する事務
      - ・局員の任免、給与その他人事に関する事務
      - ・地方人事担当課長会議その他諸会議の運営に関する事務
      - ・人事院の業務の広報及び情報の収集に関する事務
      - ・業務年報その他の編集に関する事務
      - ・支出負担行為に関する事務
      - ・物品管理に関する事務
      - ・役務の調達に関する事務
      - ・庁舎、宿舎その他国有財産の管理及び運営に関する事務
      - ・その他局内一般庶務及び局の事務で他の所掌に属しないもの
    - 職員企画係
      - ・服務及び懲戒手続きに関する事務
      - ・私企業からの隔離に関する事務
      - ・能率に関する事務
      - ・職員団体の登録、折衝に関する事務
      - ・.国家公務員倫理審査会に関する事務
    - 研修係
      - ・研修の実施に関する事務
      - ・研修の支援に関する事務
      - ・その他研修に関する事務
  - 第一課
    - 給与係
      - ・給与関係法令の実施に関する事務
      - ・高齢社会に対応する人事行政等に関する事務
      - ・その他給与に関する事務
    - 公平勤務係
      - ・勤務時間、休日及び休暇に関する事務
      - ・健康管理、安全管理に関する調査、指導その他福祉に関する事務
      - ・育児休業、配偶者同行休業、自己啓発休業等に関する事務
      - ・ハラスメントの防止等に関する事務
      - ・検査、監査の計画及び実施並びに実施に関する総合調整
      - ・.災害補償等の実施に関する調査、指導その他補償に関する事務
      - ・一般苦情処理に関する事務
      - ・不利益処分の審査請求等、各事案の審査の実施に関する事務
      - ・こころの健康相談室、職場復帰相談室に関する事務
    - 専門職
  - 第二課
    - 任用係
      - ・人材確保施策に関する事務
      - ・採用候補者名簿の管理
      - ・採用候補者の採用促進に関する事務
      - ・任用状況の調査及び任用に関する調査
      - ・選考採用の審査
      - ・その他任免及び分限に関する事務
    - 試験第一係
      - ・国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）のうち法務の区分試験を除く区分試験、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）、皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）、法務省専門職員（人間科学）採用試験、財務専門官採用試験、国税専門官採用試験、食品衛生監視員採用試験、労働基準監督官採用試験、航空管制官採用試験及び海上保安官採用試験の施行に関する事務
      - ・採用試験についての他の機関に対する指導
    - 試験第二係
      - ・.国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）、国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））、皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）、刑務官採用試験、入国警備官採用試験、税務職員採用試験、航空保安大学校学生採用試験、海上保安大学校学生採用試験、海上保安学校学生採用試験及び気象大学校学生採用試験の施行に関する事務
      - ・.国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）のうち行政及び教養の区分試験、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）並びに国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））のうち事務及び技術の区分試験、刑務官採用試験並びに税務職員採用試験の採用候補者名簿の作成
      - ・採用試験についての他の機関に対する試験事務の委託及び指導
    - 専門職

公務員を元気に　国民を幸せに

人事院

National Personnel Authority

https://www.jinji.go.jp/

人事院近畿事務局

〒553-8513

大阪市福島区福島1-1-60

大阪中之島合同庁舎3階

総務課　(06)－4796－2171

第一課　(06)－4796－2181

第二課　(06)－4796－2191

https://www.jinji.go.jp/kinki.html